2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　当該年度の独立行政法人日本原子力研究開発機構競争参加資格審査又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。
⑷　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中のものでないこと。
⑸　警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準じるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒914―8585 福井県敦賀市木崎65―20　独立行政法人日本原子力研究開発機構　敦賀事業本部　業務管理部　調達課　ＴＥＬ0770―21―5025
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から機構ホームページ（入札情報等）又は上記3⑴の問合せ先にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所実施しない。
⑷　入札書の受領期限
第１回目　平成27年３月26日17時00分
第２回目　平成27年５月28日17時00分
第３回目　平成27年７月28日17時00分
第４回目　平成27年９月24日17時00分
第５回目　平成27年11月26日17時00分
第６回目　平成28年１月28日17時00分
（郵送の場合は必着のこと。）ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑸　開札の日時
第１回目　平成27年３月27日10時00分
第２回目　平成27年５月29日10時00分
第３回目　平成27年７月29日10時00分
第４回目　平成27年９月25日10時00分
第５回目　平成27年11月27日10時00分
第６回目　平成28年１月29日10時00分
⑹　開札の場所　独立行政法人日本原子力研究開発機構　敦賀事業本部　アトムプラザ２階アトムホール
4　電子入札システムの利用　本件は、日本原子力研究開発機構電子入札システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。
5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　その他詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Michihiko Murasawa, Director of Administration Department, Tsuruga Head Office of Japan Atomic Energy Agency
⑵　Classification of the Products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Light oil (JIS (K2204) class 2)
1st　contract :　About 400 KL
2nd　contract :　About 400 KL
3rd　contract :　About 400 KL
4th　contract :　About 400 KL
5th　contract :　About 400 KL
6th　contract :　About 400 KL
⑷　Delivery period :
1st　contract : From 1 April 2015 to 31 May 2015
2nd　contract : From 1 June 2015 to 31 July 2015
3rd　contract : From 1 August 2015 to 30 September 2015
4th　contract : From 1 October 2015 to 30 November 2015
5th　contract : From 1 December 2015 to 31 January 2016
6th　contract : From 1 February 2016 to 31 March 2016
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③　have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency or through Single qualification for every ministry and agency,
④　not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency.
⑺　Time limit for tender :
1st　contract :　5 : 00 P.M. 26 March 2015
2nd　contract :　5 : 00 P.M. 28 May 2015
3rd　contract :　5 : 00 P.M. 28 July 2015
4th　contract :　5 : 00　P.M.　24　September 2015
5th　contract :　5 : 00　P.M.　26　November 2015
6th　contract :　5 : 00　P.M.　28　January 2016
⑻　Contact point for the notice : Purchase section, Administration Department, Tsuruga Head Office, JAEA, 65―20 Kizaki Tsuruga-shi Fukui-ken 914―8585 Japan. Tel 0770―21―5025

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年12月26日
独立行政法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究部門　関西光科学研究所
管理部長　高橋　一路

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　26
○第26―7402―１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等件名及び数量　可搬型ガンマ線スペクトロメーターの購入　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成27年３月31日まで
⑸　納入場所　独立行政法人日本原子力研究開発機構　原子力科学研究部門　関西光科学研究所　放射光物性研究棟２階物理実験室７
⑹　入札方法
①　総価で行う。
②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　独立行政法人日本原子力研究開発機構の競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。
⑷　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。